

株式会社レザーアート 職場体験実習に関する覚書

株式会社レザーアート（以下、「会社」という。）と_____（以下、「学生」という。）は、株式会社レザーアート職場体験実習（以下、「実習」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割

1 実習生の受け入れ

会社は、学生を令和 年 月 日（以下、「実習期間」という。）、学生を職場体験実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、学生に対して必要な指導・助言を行う。実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。

第2 実習時間、参加経費及び事故への対応

1 実習時間

実習時間は、10時00分から17時30分まで（以下、「定時」という。）とし、このうち、11時45分から12時45分と15時から15時15分までを休憩時間とする。なお、定時以外にも実習を行うことがある。

2 実習場所

実習場所は、株式会社レザーアート(_____)とする。

3 給与

実習に伴う作業においては、会社は給与支給しないものとする。

4 参加経費

- (1) 会社は、学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）を一切支給しない。
- (2) 実習に必要な参加経費は、学生が負担することとする。

5 実習中の事故

- (1) 実習に参加する学生は、原則として学生教育研究災害保険及び同保険付帯賠償責任保険、または、左記に類する保険に加入し、実習中に負った傷害や、会社や第三者に与えた損害等に対する補償に備えていなければならない。
- (2) 学生が会社または第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。
- (3) 実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で会社に対する請求権を放棄する。

第3 実習中の遵守事項等

- 1 実習期間中、学生は社員としての身分は保有しないが、業務の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、会社の信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- 2 学生が実習期間中に会社の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、会社は当該学生に係る実習を打ち切ることができるものとする。
- 3 実習期間中は、実習に専念するものとし、実習に支障が生じないよう出社するものとする。
- 4 学生は、実習を欠勤しようとする場合は、事前に会社に申し出るものとし、会社からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることが出来ない場合であっても、事後、速やかに会社に連絡するものとする。
- 5 学生は、実習中に知ることができた秘密について、実習中及び実習期間終了後、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- 6 学生は、実習の内容をSNS等に書き込んではならない。
- 7 学生は、実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に会社の承認を得なければならないものとする。
- 8 会社は、上記2に該当する場合のほか、学生が実習中の遵守事項等に従わないときは実習を打ち切ることができるものとする。

第4 協議

本覚書に定めがない事項等については、会社と学生が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、会社及び学生が記名・捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

以上

令和 年 月 日

株式会社レザーアート

代表取締役

井上 富雄

(所属)

学校名

学部

学科

(2026年3月時点)

回生